

青森県報

号外第十八号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目次

告示

○令和七年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領……………(財政課) ……
○令和七年度青森県一般会計補正予算(第一号)の要領……………(同) ……

告示

青森県告示第百八十七号

令和七年二月青森県議会第三百二十一回定例会の議決を経た令和七年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

令和七年度青森県一般会計予算

令和七年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総

額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	155,961,694
1	県	民	38,905,169
2	事	業	28,692,312
3	地	方	27,063,452
4	不	動	2,491,813
5	た	た	1,704,968
6	ゴ	ル	141,888
7	軽	油	12,243,212
8	自	動	17,228,899

9	徴 区 税	2,007		3	委 託 金	2,809,128
10	固 定 資 産 税	1,710,702		11	財 産 収 入	2,135,232
11	核燃料物質等取扱税	25,680,620		1	財 産 運 用 収 入	628,859
12	狩 猟 税	3,530		2	財 産 売 却 収 入	1,506,373
13	産 業 廃 棄 物 税	92,313		12	寄 附 金	6,233
14	旧 法 に よ る 税	809		1	寄 附 金	6,233
2	地 方 消 費 税 清 算 金	71,480,088		13	繰 上 金	18,379,173
1	地 方 消 費 税 清 算 金	71,480,088		1	特 別 会 計 繰 上 金	501,844
3	地 方 譲 与 税	27,861,299		2	基 金 繰 上 金	17,877,329
1	特 別 法 人 事 業 譲 与 税	25,198,002		14	繰 上 金	1
2	地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,234,574		1	繰 上 金	1
3	石 油 ガ ス 譲 与 税	76,733		15	諸 収 入	47,942,703
4	自 動 車 重 量 譲 与 税	179,445		1	延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	107,580
5	森 林 環 境 譲 与 税	110,457		2	県 預 金 利 子	10,534
6	航 空 機 燃 料 譲 与 税	62,088		3	貸 付 金 元 利 収 入	40,096,341
4	市 町 村 た ば こ 税 都 道 府 県 交 付 金	1		4	受 託 事 業 収 入	174,998
1	市 町 村 た ば こ 税 都 道 府 県 交 付 金	1		5	収 益 事 業 収 入	3,417,517
5	地 方 特 例 交 付 金	660,950		6	雑 債 入	4,135,733
1	地 方 特 例 交 付 金	660,950		16	県 債	52,761,000
6	地 方 交 付 税	212,073,000		1	県 債	52,761,000
1	地 方 交 付 税	212,073,000		16	県 債	52,761,000
7	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	315,016		歳 入 合 計	709,500,000	
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	315,016				
8	分 担 金 及 び 負 担 金	3,488,848		歳 出		
1	分 担 金	350,466		款 項		
2	負 担 金	3,138,382		1	議 会 費	1,328,174
9	使 用 料 及 び 手 数 料	7,217,724		1	議 会 費	1,328,174
1	使 用 料	5,208,573		2	総 務 費	41,136,775
2	手 数 料	2,009,151		1	総 務 費	17,895,680
10	国 庫 支 出 金	109,217,038		2	企 業 管 理 費	8,160,977
1	国 庫 支 出 金	42,835,174		3	民 生 費	564,458
2	国 庫 補 助 金	63,572,736		4	徴 収 費	6,118,917

5	市町村振興費	1,073,889		7	商工費	67,338,998
6	選挙費	997,751		1	商工費	45,551,348
7	防災調査費	4,989,234		2	観光費	3,054,413
8	統計調査費	992,702		3	大規模開発費	18,733,237
9	人事委員会費	154,536		8	土木費	68,432,952
10	監査委員費	188,631		1	土木管理費	2,913,996
3	民生福祉費	117,696,860		2	道路橋梁費	38,731,688
1	社会福祉費	65,340,839		3	河川海岸費	14,528,536
2	児童福祉費	32,404,760		4	港湾計画費	4,337,593
3	生活保護費	7,610,212		5	都市計画費	4,107,326
4	社会保険助費	12,225,985		6	空港港面費	2,143,742
5	災害救助費	115,064		7	住宅費	1,670,071
4	環境保健衛生費	27,870,316		9	警察管理費	33,768,638
1	環境保健衛生費	7,613,389		1	警察活動費	29,558,274
2	保健衛生費	1,404,077		2	警察活動費	4,210,364
3	保健衛生費	1,547,868		10	教育費	138,486,994
4	保健衛生費	9,788,111		1	教育総務費	13,487,568
5	公害対策費	1,330,326		2	小学校教育費	40,255,752
6	自然保護費	296,079		3	中等学校教育費	26,266,149
7	大病院費	4,526,864		4	高等学校費	33,525,041
8	大字費	1,363,602		5	特別支援学校費	18,475,726
5	労働費	2,293,984		6	社会教育費	2,976,518
1	労働費	725,378		7	保健体育費	3,500,240
2	職業訓練費	1,478,725		11	災害復旧費	5,041,712
3	労働委員会費	89,881		1	農林水産施設災害復旧費	798,657
6	農林水産業費	47,936,031		2	土木施設災害復旧費	4,243,055
1	農業費	9,074,564		12	公債費	89,039,484
2	農林業費	946,473		1	公債費	89,039,484
3	畜産業費	2,470,437		13	諸支出金	68,979,082
4	農地業費	17,272,875		1	地方消費税清算金	28,180,242
5	林業費	4,747,927		2	利子割交付金	107,135
6	水産業費	13,423,755		3	配当割交付金	435,717

4	株式等譲渡所得割交付金				651,853
5	法人事業税交付金				2,061,455
6	地方消費税交付金				36,786,006
7	ゴルフ場利用税交付金				99,601
8	自動車取得税交付金				1
9	環境性能割交付金				657,072
14	子 備 費				150,000
1	子 備 費				150,000
歳	出 合 計				709,500,000

第2表 継続費

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年 割 額 千円
2	総 務 費			
1	総務管理費	3,147,968	令和7年度	472,195
	旧ラ・プラス青い森改修事業費		令和8年度	1,888,781
			令和9年度	786,992
3	民 生 費			
1	社会福祉費	621,904	令和7年度	470,082
	県民福祉プラザ改修事業費		令和8年度	151,822
10	教 育 費			
4	高等学校費	306,211	令和7年度	204,079
	五所川原農林高等学校寄宿舎建築事業費		令和8年度	102,132

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
令和7年度新財務会計システム設計・構築業務委託代金	令和8年度		256,410
令和7年度青森県立三沢航空科学館空調設備更新工事代金	令和8年度		175,984

令和7年度新財務システム等業務委託代金	令和8年度	173,938
令和7年度消防学校旧校舎等解体事業工事代金	令和8年度	296,651
令和7年度獣医師修学資金貸付	令和8年度から令和12年度まで	34,560
令和7年度医師修学資金貸付	令和8年度から令和10年度まで	144,000
令和7年度看護師等修学資金貸付	令和8年度から令和12年度まで	127,812
病院薬剤師奨学金返還支援制度事業費補助	令和8年度から令和12年度まで	90,000
令和7年度離職者等再就職訓練事業委託代金	令和8年度から令和9年度まで	274,494
農林水産部公用車に係るリース料	令和8年度から令和14年度まで	116,753
令和7年度農業近代化資金の利子補給	令和8年度から令和23年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,400,000 利子補給率 年0.4%から1.3%
令和7年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	令和8年度から令和23年度まで	利子補給対象借入資金限度額 100,000 利子補給率 年1.3%
りんごイノベーションセンター(仮称)施設整備事業費補助	令和8年度から令和9年度まで	3,752,154
令和7年度中央家畜保健衛生所庁舎整備費	令和8年度	995,482
令和7年度農地中間管理機構の農地売買等事業(一般タイプ)に伴う農用地買入金金借入金に対する損失補償	令和7年度から令和9年度まで	50,431
令和7年度農地中間管理機構の農地売買等事業(担い手支援タイプ)に伴う農用地買入金金借入金に対する損失補償	令和7年度から令和9年度まで	700,161
令和7年度農地中間管理機構の農地売買等事業(所有者不透明農地借入事業)に伴う供託金借入金に対する損失補償	令和7年度から令和18年度まで	3,104
令和7年度基幹水利施設ストラットクマネシステム工事代金	令和8年度	260,000

令和7年度経営体育成基盤整備事業工事業代金	令和8年度から令和11年度まで	2,201,000	青森空港電源設備更新工事業代金	令和8年度から令和9年度まで	778,000
令和7年度ため池整備事業工事業代金	令和8年度	190,000	令和7年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和8年度から令和10年度まで	3,336
令和7年度漁業近代化資金の利子補給	令和8年度から令和27年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,000,000 利子補給率 年0.8%から1.3%	八戸高等学校改築基本計画・設計業務委託代金	令和8年度から令和9年度まで	279,479
令和7年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和8年度から令和22年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年1.3%	八戸東高等学校仮設校舎賃借料	令和8年度から令和11年度まで	609,840
令和7年度漁業経営再建資金利子補給	令和8年度から令和17年度まで	利子補給対象借入資金限度額 200,000 利子補給率 年0.15%	令和7年度青森第二高等養護学校校舎・寄宿舎暖房設備改修工事業代金	令和8年度	89,882
令和7年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和8年度から令和17年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年0.65%から1.3%	令和7年度三内丸山遺跡センター中央監視装置改修工事業代金	令和8年度	109,430
令和7年度誘致企業本社機能移転促進費補助	令和7年度から令和8年度まで	30,000	令和7年度青森県武道館非常用発電機修繕費	令和8年度	42,896
令和7年度むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和7年度から令和8年度まで	55,000	第4表 地方債 起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法 千円 % 港湾川岸 1,445,000 普通貸借又は債券発行 9.0以内 河川 3,165,000 海岸 279,000 農業農村整備事業 3,020,000 災害関連事業 2,119,000 治水 571,000 砂防 967,000 都市計画 495,000 治山 350,000 林道 94,000 漁港 3,620,000 自然公園施設整備事業 35,000 道路 14,837,000 空港 67,000 公園 210,000 公共事業 210,000		
令和7年度青森県産業立地促進費補助	令和7年度から令和31年度まで	3,000,000			
令和7年度上野十和田線交通安全施設整備事業工事業代金	令和8年度	100,000			
令和7年度岩崎西日屋弘前線橋梁架替事業(小割沢橋)工事業代金	令和8年度	70,000			
貴船川特定洪水対策等改修工事業代金	令和8年度から令和13年度まで	5,100,000			
白銀市川環状線都市計画街路事業工事業代金	令和8年度から令和9年度まで	3,690,000			
令和7年度新青森県総合運動公園園総合体育館空調設備改修工事業代金	令和8年度	341,528			
令和7年度青森空港用大型化学消防車購入費	令和9年度	327,800			
令和7年度青森空港除雪車両購入費	令和8年度	265,100			

公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、総上償還又は借換することができる。

交通安全施設整備事業	945,000
高等学校整備事業	2,633,000
特別支援学校整備事業	5,077,000
公営住宅建設事業	496,000
過年発生補助災害復旧事業	270,000
現年発生補助災害復旧事業	1,248,000
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
現年発生単独災害復旧事業	30,000
障がい者福祉施設等整備事業	89,000
ながいも種苗冷蔵施設整備事業	5,000
りんご研究所施設整備事業	12,000
警察施設整備事業	411,000
学校教育施設等整備事業	32,000
三内丸山遺跡史跡整備事業	14,000
合同庁舎等整備事業	1,886,000
公用車更新事業	12,000
県本庁舎津波浸水対策事業	65,000
旧ラ・プラス青い森改修事業	145,000
北海道新幹線鉄道整備事業	108,000
青森県立三沢航空科学館整備事業	252,000
アピオあおもり改修事業	7,000
防災情報ネットワーク更新事業	23,000

総合防災情報システム更新事業	88,000
防災航空センター改修事業	4,000
消防学校施設整備事業	279,000
県民福祉プラザ施設整備事業	481,000
ねむのき会館改築事業	279,000
療育福祉・医療療育センター改修事業	4,000
白神山地ビクターセンター改修事業	1,000
県立保健大学施設整備事業	99,000
自然災害防止事業	2,579,000
菅農高等学校施設整備事業	132,000
県立美術館設備改修事業	163,000
県道等整備事業	2,608,000
警察本庁舎耐震・長寿命化改修事業	416,000
総合学校教育センター整備事業	17,000
体育施設整備事業	240,000
社会教育施設整備事業	4,000
埋蔵文化財調査センター改修事業	5,000
三内丸山遺跡センター改修事業	169,000
公有林整備事業	26,000

計

52,761,000

/

/

/

令和7年度青森県公債費特別会計予算

令和7年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,072,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 歳入	1 歳入	総入	93,781,064
		1 一般会計繰入金	88,869,947
		2 基金繰入金	4,911,117
2 歳入	1 歳入	合計	31,291,000
		合計	125,072,064

歳出	款	項	金額 千円
1 歳出	1 歳出	合計	125,072,064
		1 一般会計繰入金	125,072,064

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
一般会計借換債	31,291,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。

ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 31,291,000

令和7年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和7年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,118,817千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 歳入	1 歳入	使用料及び手数料	1,238,108
		2 財産収入	1,238,108
		3 繰入金	836,841
4 繰越	1 繰越	一般会計繰入金	836,841
		繰越金	3

1	繰越金	3
5	収入	43,864
1	諸県預金	160
2	利息	517
3	雑収入	43,187
歳入	合計	2,118,817

歳出	項目	金額 千円
1	療育福祉・医療療育センター費	2,118,657
1	あすなろ療育福祉センター費	788,511
2	さわらび療育福祉センター費	408,487
3	はまなす医療療育センター費	921,659
2	公債費	160
1	公債費	160
歳出	合計	2,118,817

令和7年度青森県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,893,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額 千円
1	分担金及び負担金	19,267
1	負担	19,267
2	使用料及び手数料	373,866
1	使用	373,866
3	繰越金	1
1	繰越	1
4	諸県収入	12
1	諸県預金	1
2	雑収入	11
5	県債	1,500,000
1	県債	1,500,000
歳入	合計	1,893,146

歳出	項目	金額 千円
1	港湾整備事業費	1,664,190
1	青森港整備事業費	1,514,999
2	八戸港整備事業費	146,396
3	津軽港整備事業費	1,116
4	大湊港整備事業費	1,679
2	公債費	149,283
1	公債費	149,283
3	繰出金	79,673
1	繰出金	79,673
歳出	合計	1,893,146

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度	額 千円
令和7年度青森港油川地区ふ頭用地造成事業費	令和8年度		300,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾整備事業	1,500,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限変更ができる。

計 1,500,000 / /

令和7年度青森県証紙特別会計予算

令和7年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,125,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額 千円
1 証紙管理収入	2,048,074	
1 証紙取扱収入	2,048,074	
2 繰入金	76,972	
1 一般会計繰入金	76,972	
3 繰越金	1	

1 繰越金

2,125,047

歳入

1 繰越金

2,125,047

1 証紙取扱費

2,125,047

1 証紙取扱費

2,125,047

歳出

2,125,047

令和7年度青森県管理特別会計予算

令和7年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ452,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額 千円
1 繰越金	452,875	
1 繰越金	452,875	
2 諸収入	452,875	
1 管理費収入	452,875	
歳入合計	452,876	
歳出		
1 管理費	452,876	
1 管理費	452,876	
歳出合計	452,876	

歳 出 合 計 452,876

令和7年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和7年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額 千円

1 財 産 収 入 223,237

1 財 産 売 払 収 入 223,237
歳 入 合 計 223,237

歳 出

款 項 金 額 千円

1 土 木 費 223,237

1 道 路 橋 梁 費 223,237
歳 出 合 計 223,237

令和7年度青森県駐車場事業特別会計予算

令和7年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借

入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額 千円

1 使用料及び手数料 29,306

1 使 用 料 29,306

2 財 産 収 入 339

1 財 産 運 用 収 入 337

2 財 産 売 払 収 入 2

2 財 産 運 用 収 入 337

3 繰 越 金 1

1 繰 越 金 1

4 諸 収 入 2,356

1 諸 収 入 2,356

2 雑 収 入 1

2 雑 収 入 1

歳 入 合 計 2,355

歳 入 合 計 2,355

歳 出 合 計 32,002

歳 出 合 計 32,002

款 項 金 額 千円

1 駐 車 場 事 業 費 27,384

1 駐 車 場 事 業 費 27,384

2 地 下 駐 車 場 運 営 費 16,395

2 地 下 駐 車 場 運 営 費 16,395

1 公 債 費 10,989

1 公 債 費 10,989

3 繰 越 金 1

1 繰 越 金 1

歳 出 合 計 4,617

歳 出 合 計 4,617

令和7年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

令和7年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和7年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,800,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,920,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	1	5,852,728
		2	908,150
		3	908,150
1	一般会計繰入金	1	1,040,000
		2	1,040,000
		3	1,040,000
1	歳入	1	7,800,878
		2	
		3	
歳出	項	1	6,956,147
		2	6,956,147
		3	844,731
1	歳出	1	844,731
		2	844,731
		3	844,731
合計			7,800,878

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
鉄道施設事業	1,040,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	1,040,000	/	/	/

令和7年度青森県国民健康保険特別会計予算

令和7年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,650,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	分担金及び負担金	1	35,231,554
		2	35,231,554
		3	35,438,433
1	国庫支出金	1	23,133,303
		2	12,305,130
		3	41,172,793
1	前期高齢者交付金	1	41,172,793
		2	
		3	
1	前期高齢者交付金	1	41,172,793
		2	
		3	
合計			119,650,750

4	共同事業交付金	273,944
1	共同事業交付金	273,944
5	出産育児交付金	2,360
1	出産育児交付金	2,360
6	財産収入	5,498
1	財産運用収入	5,498
7	繰入金	7,526,165
1	一般会計繰入金	7,526,165
8	繰越金	
1	繰越金	
9	諸収入	
1	保険給付費等交付金返還金	1
2	県預金利息	1
歳入合計		119,650,750

歳出		
款	項目	金額 千円
1	国民健康保険事業費	119,650,389
1	運営費	170,930
2	国民健康保険事業費交付金等	119,473,961
3	財政安定化基金積立金	5,498
2	公債費	361
1	公債費	361
歳出合計		119,650,750

令和7年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,395千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項目	金額 千円
1	繰入金	19,272
1	一般会計繰入金	19,272
2	繰越金	38,987
1	繰越金	38,987
3	諸収入	117,136
1	県預金利息	52
2	貸付金元利収入	117,080
3	雑収入	4
歳入合計		175,395

歳出		
款	項目	金額 千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	175,395
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	175,395
歳出合計		175,395

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額 千円
	令和7年度母子福祉資金貸付金		令和8年度から令和10年度まで	74,442

令和7年度父子福祉資金貸付金	令和8年度から令和10年度まで	27,546
令和7年度寡婦福祉資金貸付金	令和8年度から令和10年度まで	13,785

令和7年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和7年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,394,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	歳入	総入金	6,051
1	1	一般会計繰入金	6,051
2	歳出	繰越金	157,724
1	1	繰越金	157,724
3	諸	収入	1,599,920
1	1	貸付金収入	1,590,877
2	2	県預金利息	590
3	3	雑利	2
4	4	貸付金利	8,451
4	4	県債	630,576
1	1	県債	630,576

歳入合計 2,394,271

歳出

款	項	金額 千円
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	788,220
1	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	788,220
2	事務費	6,644
1	1 諸費	6,644
3	公債費	1,441,640
1	1 公債費	1,441,640
4	繰出金	157,767
1	1 一般会計繰出金	157,767
歳出	合計	2,394,271

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	630,576	普通貸借	0.95	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	630,576	/	/	/

令和7年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和7年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,486千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1	貸付勘定収入	109,640
	1 繰越	109,640
2	業務勘定収入	846
	1 繰越	845
	2 諸収入	1
	歳入合計	110,486

款	項	金額 千円
1	貸付勘定	109,640
	1 国庫返還	73,090
	2 繰越	36,550
2	業務勘定	846
	1 取扱事務費	846
	歳出合計	110,486

令和7年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額 千円
1	貸付勘定収入	130,000
	1 繰越	93,158

歳出	歳出	金額 千円
2	諸勘定収入	36,842
	2 業務勘定収入	2,169
	1 繰越	2,165
	2 繰越	1
	3 諸収入	3
	歳入合計	132,169

款	項	金額 千円
1	貸付勘定	130,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	業務勘定	2,169
	1 取扱事務費	2,169
	歳出合計	132,169

令和7年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	584床
(2)	年 間 患 者 数	482,660人
	イ 入 院 患 者 数	197,100人
	ロ 外 来 患 者 数	285,560人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	540人
	イ 入 院 患 者 数	1,180人
(4)	建 設 改 良	
	イ 病 院 工 事	588,686千円
	ロ 資 産 購 入	2,167,780千円

ハ リース資産購入 492,525千円

2 青森県立つくしが丘病院

(1) 病 床 数 230床

(2) 年 間 患 者 数 71,015人

イ 入 院 患 者 数 41,975人

ロ 外 来 患 者 数 29,040人

(3) 一 日 平 均 患 者 数

イ 入 院 患 者 数 115人

ロ 外 来 患 者 数 120人

(4) 建 設 改 良

イ 病 院 工 事 19,011千円

ロ 資 産 購 入 10,890千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院事業収益 33,688,892千円

第1項 医 業 収 益 29,783,957千円

第2項 医 業 外 収 益 3,904,935千円

第2款 つくしが丘病院事業収益 1,827,617千円

第1項 医 業 収 益 1,157,996千円

第2項 医 業 外 収 益 669,621千円

支 出

第1款 中央病院事業費用 34,715,853千円

第1項 医 業 費 用 34,301,079千円

第2項 医 業 外 費 用 404,774千円

第3項 予 備 費 用 10,000千円

第2款 つくしが丘病院事業費用 1,995,227千円

第1項 医 業 費 用 1,983,906千円

第2項 医 業 外 費 用 10,321千円

第3項 予 備 費 用 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,249,994千円は損益勘定留保資金1,249,994千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 中央病院資本的収入 3,354,858千円

第1項 負 担 金 822,454千円

第2項 企 業 債 2,433,000千円

第3項 諸 収 入 99,404千円

第2款 つくしが丘病院資本的収入 54,322千円

第1項 負 担 金 28,322千円

第2項 企 業 債 26,000千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出 4,601,648千円

第1項 建 設 改 良 費 3,248,991千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,252,657千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 100,000千円

第2款 つくしが丘病院資本的支出 57,526千円

第1項 建 設 改 良 費 29,901千円

第2項 企 業 債 償 還 金 27,625千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事 業 名 総 額 年 度 年 割 額
千円 千円 千円

1 中央病院資本的支出 160,500 令和7年度 550

1 建設改良費 160,500 令和8年度 159,950

1 建設改良費 96,300 令和7年度 550

1 建設改良費 96,300 令和8年度 95,750

県立中央病院電灯・弱電設備等改修工事費	96,800	令和7年度	5,500
県立中央病院HCU移設整備工事費	185,500	令和7年度	18,550
		令和8年度	166,950

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額 千円
令和7年度電子カルテ等基幹システム更新事業費	令和8年度		957,000
令和7年度共同経営・統合新病院整備事業基本設計業務委託代金	令和8年度		213,224
令和7年度共同経営・統合新病院整備事業地下水調査業務委託代金	令和8年度		5,104
令和7年度共同経営・統合新病院整備事業基本設計コンソルトプランシミュレーション業務委託代金	令和8年度		24,777
共同経営・統合新病院開院支援業務委託代金	令和8年度から令和9年度まで		159,390

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備備事業及び医療器械整備事業	2,433,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院施設整備備事業	26,000			

計 2,459,000

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 14,772,870千円
- (2) 交 際 費 200千円
- (たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,878,257千円と定める。

令和7年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事 業 量
- イ 年 間 総 給 水 量 110,654,396立方メートル
- ロ 給 水 事 業 所 数 11事業所
- ハ 一 日 平 均 給 水 量 303,163立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 900,939千円
- 第1項 営 業 収 益 898,292千円
- 第2項 営 業 外 収 益 2,647千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用

第1項 営業費用 861,777千円

第2項 営業外費用 841,234千円

第3項 予備費用 15,543千円

(資本的収入及び支出) 5,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額221,432千円は建設改良積立金173,710千円、損益勘定留保資金30,351千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,371千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出 221,432千円

第1項 建設改良費 191,081千円

第2項 企業償還金 30,351千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 151,171千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,503千円と定める。

令和7年度青森県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県流域下水道

(1) 処理人口 274,510人

(2) 一日平均処理水量 121,247立方メートル

(3) 建設改良 4,833,472千円

イ 下水道工事 328千円

ロ 資産購入

2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道

(1) 処理人口 15,287人

(2) 一日平均処理水量 1,672立方メートル

(3) 建設改良 134,440千円

イ 下水道工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益 4,895,260千円

第1項 営業収益 2,537,350千円

第2項 営業外収益 2,357,910千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益 357,547千円

第1項 営業収益 71,841千円

第2項 営業外収益 285,706千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 4,889,488千円

第1項 営業費用 4,687,567千円

第2項 営業外費用 201,921千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用 355,975千円

第1項 営業費用 355,264千円

第2項 営業外費用 711千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本

の支出額に対し不足する額7,344千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,344千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 流域下水道資本的収入	5,306,099千円
第1項 企業債	876,000千円
第2項 負担金	1,348,299千円
第3項 補助金	3,081,800千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入

第1項 負担金	134,440千円
第2項 補助金	85,640千円
第2項 補助金	48,800千円

支出

第1款 流域下水道資本的支出	5,311,871千円
第1項 建設改良費	4,833,800千円
第2項 企業債償還金	478,071千円
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出	136,012千円
第1項 建設改良費	134,440千円
第2項 企業債償還金	1,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度額
岩木川浄化センター汚泥有効利用施設管理委託代金		令和8年度から令和27年度まで	9,280,000千円
		令和7年度馬淵川流域下水道事業工事代金	647,300
令和7年度十和田湖特定環境保全公共下水道事業工事代金		令和8年度から令和9年度まで	347,900
		令和7年度十和田湖特定環境保全公共下水道事業工事代金	347,900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

下水道事業 876,000千円 普通貸借又は債券発行 9.0%以内

公的資金の場合は、融通条
件による。場合は、知事が借
入先と協議の上定める。合に
ただし、県財政の都合により
り年限変更、繰上償還又は借
換することができる。

計 876,000

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

42,493千円

青森県告示第百八十八号

令和7年2月青森県議会第三百二十一回定例会の議決を経た令和7年度青森県一般会計補正予算(第一号)の要領は、次のとおりである。

令和7年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和7年度青森県一般会計補正予算(第1号)

令和7年度青森県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,027,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		当初予算の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
13	繰入金	18,379,173	527,151	18,906,324
2	基金繰入金	17,877,329	527,151	18,404,480
歳入合計		709,500,000	527,151	71,027,151
歳 出		当初予算の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
6	農林水産業費	47,936,031	527,151	48,463,182
1	農業費	9,074,564	220,378	9,294,942
2	りんご振興費	946,473	161,454	1,107,927

3 畜 産 業 費	2,470,437	145,319	2,615,756
歳 出 合 計	709,500,000	527,151	710,027,151

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭